

4. インドネシア

4-1 建設業に関する法律 No. 18 (1999 年)

全能神の祝福のもとに
インドネシア共和国大統領は、

次を考慮し、

- a. 国家の発展には 五戒文 と 1945 年の憲法に基づく物質的・精神的平等をもつ正義と繁栄ある社会を実現するという目的がある。
- b. 建設業は、国家発展の目標実現を支援する様々なねらいを達成する上で重要な役割を担う経済的、社会的、文化的行為のひとつである。
- c. 様々な一般的法規が、建設業の特性に従ってその発展の利益を指向することがなかったため、その結果、競争の最適な改善と公共の利益を支援すべきであった事業環境が未発達であった。
- d. a. b. および c. の各項を検討するため、建設業に関する法律の必要性がある。

次を想起し、

1945 年憲法第 5 条第 1 節、第 20 条第 1 節、第 33 条第 1 節

インドネシア共和国議会の承認のもと、

建設業に関する法律を規定することを決定した。

第 1 章 一般規定

第 1 条

本法律において、

1. 建設業とは、建設工事計画・設計におけるコンサルタント業務、建設工事实施における契約業務および建設工事監督におけるコンサルタント業務を意味する。
2. 建設工事とは、建物等、物理構造物実現のための、建築、土木、機械、電気の各工事およびそれぞれの環境整備とそれに付帯するものをはじめとする、一連の計画、設計、実施および監督業務の全部または一部である。

3. 業務利用者とは、建設工事の必要性における業務提供者または工事プロジェクト所有者としての個人または団体を言う。
4. 業務提供者とは、その事業行為が建設業務の提供である個人または団体を言う。
5. 建設工事契約とは、建設工事の構成における業務利用者と業務提供者との間の法的関係を規定する全ての文書を言う。
6. 建物の欠陥とは、業務提供者から業務利用者への引渡時に全部または一部が機能していない、および/または建設工事契約に定める条件またはその配置に合致しない建物の状態を言い、係る不整合は業務提供者もしくは業務利用者の誤りに起因する。
7. 建設業会議とは、国家・中立機関・自治体的性格の建設業の事柄に関して、建設業務共同体と政府が意思疎通・相談をするための手段を言う。
8. 登録とは、個人および事業体の専門知識、技能、専門能力を規定し、証明書の形で格付・資格に従って事業免許を規定する行為を言う。
9. 建設計画設計とは、建物の計画設計文書または別の物理的構造物の形を完成できる、建設業務分野の専門家であると明言する個人または事業体の業務提供者を言う。
10. 請負者とは、計画の結果を構造物の形または別の物理構造物に完成する行為を構成できる、建設業務請負分野の専門家であると明言する個人または事業体の業務提供者を言う。
11. 建設監督者とは、建設工事作業の最初からその完成・引渡までの監督作業を実施できる、建設業務監督分野で専門家であると明言する個人または事業体の業務提供者を言う。

第 2 章 原則・目標

第 2 条

建設業規則は、社会、国民、国家の利益となるよう誠実、公平、利益、調和、均衡、自治、透明性、パートナーシップ、保護・安全の原則に基づくこと。

第 3 条

建設業規則は次の目的を持つこと。

- a. 強力で信頼性があり、十分に競争力のある事業構造と、建設工事の高品質成果を実現するため、建設業の成長・発展に方向性を与える。

- b. 建設工事の秩序ある構成を実現し、権利・義務について業務利用者と業務提供者間の対等な立場を確立して一般法規の厳守を向上させる。
- c. 地域社会の建設業分野への参加促進を実現する。

第3章 建設業業務

第1部 業務の種類・形態・分野

第4条

- (1) 建設業業務の種類には、それぞれ建設計画者、請負者、建設監督者が実行する建設計画、建設実施および建設監督がある。
- (2) 建設計画業務は、開発研究から始まり建設工事契約文書の作成までの行為または行為の一部を範囲とする建設工事の計画・設計業務を提供する。
- (3) 建設実行業務は、現場準備から始まり建設工事の最終引渡までの行為または行為の一部を範囲とする建設工事の計画・設計業務を提供する。
- (4) 建設監督業務は、現場準備から始まり建設工事の最終引渡までの建設工事実施の全部または一部について監督業務を提供する。

第5条

- (1) 建設業は個人または事業体の形態をとることがある。
- (2) 請負者として(1)節に述べる個人で実行する業務形態は、危険が少なく、単純な技術と低額費用で行う建設工事の遂行のみとする。
- (3) 建設計画者または建設監督者として(1)節に述べる個人で実行する業務形態は、その専門知識に相応しい工事のみの遂行とする。
- (4) 危険が大きく、高度な技術・高額費用で行う建設工事は、有限責任会社形態の事業体または同等の地位にある外国企業のみが実行する。

第6条

建設業事業の分野は、土木、機械、電気工事、環境整備とそれに付帯するもの等がある。

第7条

第4条(1)節に述べる事業種類、第5条に述べる事業形態、第5条に述べる事業分野の規定は、国の法規によりさらに規制されること。

第2部 事業・専門知識・技能の要件

第8条

事業体形態の建設計画者、請負者、建設監督者は、

- a. 建設業分野の事業免許要件に適合すること。
- b. 建設業企業の証明書、格付、資格を有すること。

第9条

- (1) 個人の建設計画者と建設監督者は専門知識証明書を有すること。
- (2) 個人の建設監督者と技能労働者は技能熟達証明書と業務専門知識証明書を有すること。
- (3) 建設計画者または建設監督者、あるいはそれぞれの請負事業職員として事業体に雇用された個人は、専門知識証明書を有すること。
- (4) 請負者に雇用され技術的仕事を行う職員は技能熟達および専門知識の各証明書を有すること。

第10条

第8条および第9条に述べる事業免許、格付、資格、技能熟達証明および専門知識証明は国の法規によりさらに規制されること。

第3部 専門的責任

第11条

- (1) 第8条に述べる事業体と第9条に述べる個人は工事の結果に責任を負うこと。
- (2) (1)節に述べる責任は、公共の利益を優先して自らの職業を実行するにあたり、科学的規則、妥当性および知的完全性に従い、専門知識の原則を基盤とすること。
- (3) (1)および(2)節に述べる責任の応諾は、一般的に有効な法律に従い保証計画を必要とすることがある。

第4部 事業開発

第12条

- (1) 建設業の事業は、大中小の事業間および一般・特殊・特定技能事業間の相乗的パートナーシップを通じて、強力で効率的な事業構造達成のために開発すること。
- (2) 建設計画・建設監督事業は、一般・特殊事業の方向で開発すること。
- (3) 建設実行は、
 - a. 一般および特殊事業
 - b. 職業技能のある個人事業の方向で開発すること。

第13条

建設業の事業開発には次のものを通じた事業パートナーの支援が必要である。

- a. 資金源へのアクセスの拡張・増強と資金調達要件の緩和
- b. 建設工事实行あるいは建物の欠陥という結果のため他の当事者に対して生じる危険と法的責任に対処する種類の保証努力の開発

第 5 章 建設工事契約

第 1 部 当事者

第 14 条

建設工事の当事者は次で構成される。

- a. 業務利用者
- b. 業務提供者

第 15 条

- (1) 第 14 条 a. 項に述べる業務利用者は、建設工事实施のため、自分の代理人を指名できる。
- (2) 業務利用者は、銀行やノンバンク金融機関からの証拠文書に支援される、建設工事費用支払のための支払能力を有すること。
- (3) (2) 節に述べる支払能力の証拠は、業務利用者と業務提供者間の合意書で具体化された建物の位置、複雑さ、費用、機能を考慮に入れ相互に合意した別の形をとってもよい。
- (4) 業務利用者が政府である場合、支払能力の証拠は、利用可能予算を提示する文書の形とすること。
- (5) 業務利用者は建設工事实施のため求められる条件を満たすこと。

第 16 条

- (1) 第 14 条 b 項に述べる業務提供者は次で構成される。
 - a. 建設計画者
 - b. 請負者
 - c. 建設監督者
- (2) (1) 節に述べる業務提供者が実施する業務は、建設工事において各業務提供者が別々に実施できること。
- (3) 計画・実行および監督の各業務は、工事の量、費用、高度技術の利用、建設工事に対する当事者または公共の利益におよぶ高い危険を考慮し、統合された手法で提供されること。

第 2 部 当事者の契約

第 17 条

- (1) 建設業における業務契約は、公開または限定入札により業務提供者を選定することで健全競争の原則に基づくこと。
- (2) 限定入札は、事前資格検査に合格した業務提供者によってのみ行われる。
- (3) 場合によっては、業務提供者の選定が特命により行われる。
- (4) 業務提供者の選定は、業務提供者の分野の適切さ、作業能力・責任能力の均等性および実績を考慮すること。
- (5) 業務提供者の選定は、第 8 および 9 条に述べる有資格者によって行われること。
- (6) 同一人物または集団が所有する、あるいは同一の経営体のもとにある事業体は、同時に建設工事の入札に参加できない。

第 18 条

- (1) 契約にある業務利用者の義務には次が含まれる。
 - a. 業務提供者選定に関し、包括的、明確、正確、理解可能な要件を含む文書を発行する。
 - b. 選定の結果、業務提供者を書面にて発注する。
- (2) 契約において、業務提供者は、業務利用者に提出する入札文書を、専門知識の原則に基づき作成すること。
- (3) (1) および (2) に述べる文書は、両当事者を拘束し、いずれの当事者も、建設工事契約の署名までに一方的に文書を変更してはならない。
- (4) 業務利用者と業務提供者は、建設工事契約と共に、(1) 節 b 項に述べる発注書に従い、建設工事实行にあたり誠実を基盤に、当事者の権利と義務を公正で均衡のとれた方法で遂行することを保証すること。

第 19 条

業務利用者が発注書を変更または取消したり、または第 18 条 (1) 節 b 項に述べる発注書の発行時に業務提供者が辞退する場合、それがいずれの当事者にも損害を及ぼすことになる場合、発注の変更・取消をする当事者や辞退した当事者は、補償金を支払うか、法的告発を受ける責任がある。

第 20 条

業務利用者は、公開または限定入札を経ずに同一場所・期間の建設工事を実行するために、同系列の業務提供者に工事を与えることを禁止する。

第 21 条

- (1) 第 17 条に述べる選定、第 18 条に述べる義務、第 19 条に述べる取消の条件は、業務提供者とその下請の業務提供者間の契約にも適用されること。
- (2) 第 17 条に述べる業務提供者の選定手続、第 18 条に述べる業務提供者に関する文書の発行と発注に関わる条件は、国の法規によりさらに規制されること。

第 3 部 建設工事契約書

第 22 条

- (1) 第 18 条 (3) 節に述べる勤労関係の法的協約は建設工事契約書に規定すること。
- (2) 建設工事契約書には少なくとも次の説明が含まれること。
 - a. 当事者：当事者の身元を明確に記載する。
 - b. 仕事の説明：仕事範囲、仕事の金額、実施期限を詳細かつ明確に記載する。
 - c. 保証・保守期間：業務提供者の責任である 3 ヶ月の保証・保守期間を説明する。
 - d. 専門家：その人数、格付、建設工事实行のための資格について条件を説明する
 - e. 権利と義務：業務利用者の建設工事の成果を受け取る権利と合意した条件に適合する義務、および業務提供者の情報を得、業務料金を受け取る権利と建設工事を遂行する義務を説明する。
 - f. 支払条件：業務利用者の建設工事の成果に対する支払義務の条件を説明する。
 - g. 契約違反：合意した義務に適合しないいずれかの当事者の責任に関する条件を説明する。
 - h. 争議の解決：不一致から生じる争議の解決手続を説明する。
 - i. 建設工事契約の打切り：いずれかの当事者の義務への不履行から生じる建設工事契約終了に関する条件を説明する。
 - j. 不可抗力：当事者の意思・権限を越えた出来事で当事者のいずれかに損害をもたらす事に関する条件を説明する。
 - k. 建物の欠陥：建物の欠陥に関する業務提供者・業務利用者の義務の条件を説明する。
 - l. 作業者の防護：職業上の安全・保健・社会保障を守るという当事者の義務に関する条件を説明する。
 - m. 環境要素：環境要件に適合するという当事者の義務を説明する。
- (3) 計画・設計作業に関する建設工事契約書は知的所有権に関する条件を含むこと。
- (4) 建設工事契約書は奨励金授与に関する当事者間の合意を含むこと。
- (5) 建設工事の実施に関する建設工事契約書は、下請け業務提供者やサプライヤーが、適切な規格に従い、建設資材・構成品・機器を組み立てるための条件を含むこと。
- (6) 建設工事契約書は、インドネシア語で作成すること。また、外国の当事者との建設工事契約書は、インドネシア語と英語で作成すること。
- (7) (2) 節で述べる建設工事契約書の条件は、業務提供者とその下請の業務提供者間の建設工事契約にも適用されること。

- (8) (2) 節で述べる建設工事契約書の条件、(3) 節で述べる知的所有権、(4) 節で述べる奨励金の授与、(5) 節で述べる建築資材のサプライヤー、構成
品、機器は、国の法規によりさらに規制されること。

第 5 章 建設工事の手順

第 23 条

- (1) 建設工事の手順は、計画、実施、監督の段階が含まれる。各段階は、準備、
施行、最終仕上で構成される。
- (2) 建設工事の手順は、建設工事の秩序ある構成を確実に達成するため、技術面、
保護、職業上の安全と保健、作業者の防護、環境のための手配に関する要件
への適合を免れない。
- (3) (1) 節に述べる条件の実行において当事者は、(2) 節に述べる建設工事の
秩序ある構成を確実にするために必要な義務への適合を免れない。
- (4) (1)、(2) 節に述べる建設工事の体制化は、国の法規によりさらに規制さ
れること。

第 24 条

- (1) 建設工事を手配するにあたり業務提供者は、各建設工事段階に合致する特殊
能力をもつ下請業務提供者を雇い入れてもよい。
- (2) (1) 節に述べる下請業務提供者は、第 8、9 条に述べる要件に適合すること。
- (3) (1) 節に述べる業務提供者は、業務提供者と下請業務提供者間の建設工事
契約に含まれる下請業務提供者の権利を満足する義務がある。
- (4) (3) 節に述べる下請業務提供者は、業務提供者と下請業務提供者間の建設
工事契約に含まれる下請業務提供者の義務を遂行すること。

第 6 章 建物の欠陥

第 25 条

- (1) 業務利用者と業務提供者は建物の欠陥に責任を持つこと。
- (2) (1) 節に述べる業務提供者の責任となる建物の欠陥は、建設工事の最終引
渡から最長 10 年間有効とする。
- (3) (2) 節に述べる専門鑑定人として働く第三者が建物の欠陥を決定すること。

第 26 条

- (1) 建設計画者または監督者の誤りによる建物の欠陥で、それがもう一方の当事
者に損害を及ぼすとわかった場合、建設計画者または監督者は、職業分野に
従い責任を取り、補償金の支払いを免れない。

- (2) 請負者の失敗による建物の欠陥で、それがもう一方の当事者に損害を及ぼすとわかった場合、請負者は、職業分野に従い責任を取り、補償金の支払いを免れない。

第 27 条

業務利用者の建物管理上の誤りによる建物の欠陥で、それがもう一方の当事者に損害を及ぼすとわかった場合、業務利用者は、責任をとり、補償金の支払いを免れない。

第 28 条

第 25 条に述べる期間と専門鑑定人に関する条件、第 26 条に述べる建設計画者・請負者・監督者の責任、第 27 条に述べる業務利用者の責任は国の法規によりさらに規制されること。

第 7 章 公衆の役割

第 1 部 権利と義務

第 29 条

公衆は次の権利をもつ。

- a. 建設業の秩序有る実行が実現するよう監視を行う。
- b. 建設工事の結果、直接被る損害に対して適切な補償を受ける。

第 30 条

公衆は次の義務をもつ。

- a. 秩序を守り、建設業務実行のための効果的要件に適合する。
- b. 公共の利益に反する建設工事の防止に参加する。

第 2 部 建設業務共同体

第 31 条

- (1) 建設業務共同体は、建設業事業・工事に関して利害関係を持ち行動する公衆の一部である。
- (2) (1) 節に述べる建設業務共同体の役割は、建設業会議を通じて実行すること。
- (3) 建設業の発展における (1) 節に述べる建設業務共同体の役割は、中立的かつ自治的な委員会により実行されること。

第 32 条

- (1) 第 31 条 (2) 節に述べる会議は、次の代表で構成される。
 - a. 建設業企業の協会
 - b. 建設業職業者の協会
 - c. 建設業企業の事業パートナーとしての物品供給・業務供与企業の協会
 - d. 有識者
 - e. 建設業に関係し利害関係がある、あるいは建設業消費者を代表する社会団体
 - f. 政府機関および
 - g. その他必要と思われる要素
- (2) (1) 節に述べる会議は、次の機能によって国家の建設業事業育成の努力に参画する機会を最大にすること。
 - a. 公衆の希望を調整し、挑戦する。
 - b. 国家の建設業務発展の方向で検討し、考えを形成する。
 - c. 公衆による管理の役割を刺激する。
 - d. 規則、権利付与、監視の各面を形成するため政府に情報を与える。

第 33 条

- (1) 第 31 条 (3) 節に述べる委員会は、次の代表で構成される委員を有する。
 - a. 建設業企業の協会
 - b. 建設業職業者の協会
 - c. 建設業に関する専門家および大学
 - d. 適切な政府機関
- (2) (1) 節に述べる委員会は次の仕事をもつ
 - a. 建設業の研究・開発を行うまたは奨励する。
 - b. 教育・訓練を組織化する。
 - c. 技能や仕事上の専門知識の格付、資格、証明を含めた建設従事者の登録を行う。
 - d. 建設業事業企業の登録を行う。
 - e. 建設業務における調停、仲裁、専門鑑定人の役割を奨励し改善する。
- (3) その活動支援のため、(1) 節に述べる委員会は関係する建設業務共同体から資金を獲得する手配をする。

第 34 条

第 32 条に述べる会議と第 33 条に述べる委員会の説明は国の法律によりさらに規制されること。

第 8 章 援助

第 35 条

- (1) 政府は、規則、権利付与、監督という形で建設業に援助を提供する。
- (2) (1) 節に述べる規則は、法律・技術標準の発行により実行する。

- (3) (1) 節に述べる権利付与は、建設業事業と公衆を代表し、建設業務実行における彼等の権利、義務、役割についての意識を高めるため実行する。
- (4) (1) 節に述べる監督は、秩序ある建設業務が確実に一般法律に適合するよう、建設工事のために実行する。
- (5) (1) 節に述べる援助は、建設業務共同体と共に実行することがある。
- (6) (1) 節に述べる援助業務の一部は、地方自治体に委嘱し、国の法規でさらに規制する。

第 9 章 紛争の解決

第 1 部 一般

第 36 条

- (1) 建設業務に関する紛争は、紛争当事者の任意の選択に基づき、法廷の中または外で解決する。
- (2) (1) 節に述べる法廷外の紛争解決は、刑事法に規定される建設工事における犯罪行為には適用しない。
- (3) 法廷外の紛争解決を選択した場合、法的手続きは、紛争当事者のいずれかまたは全てにより紛争解決が不調であると宣告されたときにのみ開始できる。

第 2 部 法廷外の紛争解決

第 37 条

- (1) 建設業務紛争の法廷外解決は、建設工事の契約・合意事項の拘束について、また建物の欠陥について生じた問題のために進めることがある。
- (2) (1) 節に述べる建設業務紛争の解決は、当事者が承認する第三者の斡旋を求めることがある。
- (3) (2) 節に述べる第三者は、政府や建設業務共同体により形成されることがある。

第 3 部 共同体による訴訟

第 38 条

- (1) 建設工事による損失を被った共同体の構成員は、次の立場で法廷に訴訟を提起する権利をもつ。
 - a. 個人
 - b. 委任状をもつ人の集団
 - c. 共同訴訟を通じた委任状のない人の集団

- (2) 建設工事の結果、生活に影響するようなやり方で人々が被害を受けたことが分かった場合、政府は公衆の側に立ち、公衆のために行動をとること。

第 39 条

第 38 条 (1) 節に述べる訴訟は、一般法律に従い他の命令を法廷に持ち出す可能性を無視することなく、実費または支出の払い戻しを求める告訴や要求のために提起される。

第 40 条

第 38 条 (1) 節に述べる人々の訴訟は、民事訴訟法を参照に個人、集団、または社会団体により提出すること。

第 10 章 制裁

第 41 条

建設工事の主催者は、本法違反の行政・違約金制裁を免れない。

第 42 条

- (1) 第 41 条に述べられ、業務提供者に課されることがある行政制裁は次のものがある。
- a. 書面による警告
 - b. 建設工事の一時的終了
 - c. 事業・職業活動の制約
 - d. 事業・職業免許の凍結
 - e. 事業・職業免許の取消
- (2) 第 41 条に述べられ、業務利用者に課されることがある行政制裁は次のものがある。
- a. 書面による警告
 - b. 建設工事の一時的終了
 - c. 事業・職業活動の制約
 - d. 建設工事成果の利用の一時的禁止
 - e. 事業・職業免許の凍結
 - f. 事業・職業免許の取消
- (3) (1)、(2) 節に述べる行政制裁の手続き、賦課に関する条件は、国の法規によりさらに規制されること。

第 43 条

- (1) 技術要件を適合させることなく建設工事の計画および設計に従事し、その結果、建設工事の失敗、建物の欠陥を招いたものは誰でも、5 年以内の禁固または契約額の 10% までの罰金を免れない。

- (2) 予め定められた技術要件と矛盾した、あるいは従わない建設工事の実行に従事し、その結果、建設工事の失敗、建物の欠陥を招いたものは誰でも、5年以内の禁固または契約額の5%までの罰金を免れない。
- (3) 建設工事実施の監督に従事し、建設工事の他の実行者に技術要件から逸脱する機会を故意に与え、その結果、建設工事の失敗、建物の欠陥を招いたものは誰でも、5年以内の禁固または契約額の10%までの罰金を免れない。

第11章 暫定条項

第44条

- (1) 建設業の活動を規制する現行法規の条項は、本法と矛盾しない限り、本法に基づく新実行規則の発行まで有効とする。
- (2) 自らの事業科目に従い免許を取得した業務提供者は、本法の発効開始から1年以内に本法の条項に対し調整を行うこと。

第12章 終了条項

第45条

本法の発行により、同一事項を規制し本法と矛盾する法律条項は全て、無効にする。

第46条

本法は、その発効時から1年間有効とする。

公衆の知識のため、本法をインドネシア共和国の官報に掲載することにより、本法を発表するよう命じられた。

ジャカルタにて1999年5月7日承認
インドネシア共和国大統領
BACHARUDIN JUSUF HABIBIE

ジャカルタにて1999年5月7日発効
インドネシア共和国国務大臣/長官
IR. AKBAR TANJUNG

インドネシア共和国官報1999年第54号

インドネシア共和国大統領

建設業に関するインドネシア共和国第18号 - 1999の説明

翻訳者：公認翻訳士
PAHALA TAMBA

ジャカルタ、1999年

説明書

インドネシア共和国大統領

建設業に関するインドネシア共和国法律第18号 - 1999の説明

1. 一般

1. 国家の発展において、建設業は、五戒文 と 1945 年の憲法に基づく物質的・精神的平等をもつ正義と繁栄ある社会を実現するために、各種分野、とりわけ経済、社会、文化分野の成長・発展を奨励するのに役立つインフラや施設等、建物等の物理構造物の形で最終製品を生み出すことから、重要で戦略的な役割を担う。各種分野の開発に与える支援とは別に、建設業は、建設工事の編成に必要な、各種商品・サービス産業の成長・発展の中心的要素としての役割も担う。

2. 国家の建設業は、高品質な建設工事の成果を達成できる能力をもつ強力な事業構造により一層信頼性が高まったことで、国家の発展におけるその役割はますます拡張できると思われる。

この信頼性は、より効率的・効果的方法で建設工事を編成できる競争力と能力に反映させる必要がある。一方、強力な事業構造は、一般のおよび特別な資格と技能をもつ大中小の業務提供者との相乗的パートナーシップの構築に反映されている。また、権利と義務について、業務提供者と業務利用者間の平等な位置付けを確保するため、秩序ある建設工事体制を実現する必要もある。

3. 今日、建設業は、大勢の人が関心を持つ事業科目になり、建設業を事業科目として活動する企業数が増えたことに反映されるように、その人々の出身は様々な階層である。この企業数の増加には、建設業の体制における、製品の品質、特に実行の品質と人材・資本・技術の効率化が期待にははるかに及ばないという事実反映されるように、資格・能力の向上が伴っていない。

これは、事業要件や経験・技能要件が専門的業務に対する信頼性の実現を目的としなかったためである。

一般に、このような水準の資格・能力のため、高度技術を伴う建設工事の市場区分は完全には国内の建設業事業の支配下にはない。

建設工事の体制に対する法的意識を高める必要がある。この意識とは、当事者つまり業務利用者と業務提供者が、計画通りに適正に機能する高品質な建物を作るために、業務利用者と業務提供者が義務を遂行し、保護、安全、保健、環境要因に関する要件を満足させる時の準拠性などで

ある。

一方、建設業の利益と重要性に対する公衆の意識は、秩序ある建設工事体制を最適に支援するため、今も育てる必要がある。

上記説明に反映される国の建設業の現状は、次の 2 つの要素から生じている。

a. 内部要因、つまり

- 1) 一般に、国の建設業は、管理、技術の習得、資本、専門家・熟練職員の人員不足などの点で依然として弱い。
- 2) 国の建設業の構造は、様々な格付・資格をもつ業務提供者間で相乗的パートナーシップが実現していないという事実反映されるように、強固で安定した方法で体制化されていない。

b. 外部要因、つまり

- 1) 業務利用者と業務提供者間における平等の欠如。
- 2) 国の建設業の能力・信頼性に直接・間接に影響する、資本へのアクセス、専門知識・技能職業の開発、標準的建築資材・部品の入手可能性等について、各種分野の強力な支援の欠如。
- 3) 建設業の育成が国家規模で体制化されておらず、今でも部分的、分野別だけで行われている。

この制約・弱点にもかかわらず、過去 20 年の間に国の建設業は、事業機会・雇用機会の拡張と国家歳入の増加を支援する国家発展の可能性のひとつになった。従って、国の建設業の可能性は、国家の発展においてより大きな役割を果せるよう、育成する必要がある。

4. 開発の規模拡大、品質、秩序正しさに対する公衆の要求が拡大するにつれて、建設工事の複雑さ、効率の要求、秩序ある体制、建設工事の結果の品質も向上した。また、一層透明さを増し、国の建設業により大きな機会を与える世界経済の秩序から、国際経済における協力関係についてメッセージが送られた。

この 2 つの現象は、国の内外のダイナミックな市場発展に直面しつつ専門化として競争する能力を高めるための、国の建設業への挑戦を意味する。

5. 国の建設業務処理能力の向上は、それを誘導する事業環境を必要とする。すなわち、

a. 次の点を網羅する事業指針の創造

- 1) 建設業企業の格付・資格を規制する事業要件

- 2) 建設業企業で働く、あるいは個人事業に従事する個人の能力分野・水準を規制する専門知識・技能の標準的格付・資格
 - 3) 職務責任、すなわち仕事の成果に対する責任の確認
 - 4) 職業上の保健・安全、社会保障等、建設工事における保護の実現
 - 5) 健全な競争に基づく透明で公正な契約の処理
 - 6) 統一性のある方法で当事者がそれぞれの職務に就くことを可能にする透明な相互・相乗的勤労関係の枠内において、権利・義務の点で当事者間の平等な立場という原則に基づく建設工事契約への適合
- b. 次の点を網羅する事業開発支援
 - 1) 建設業事業の特性に適する保証等、資本へのアクセシビリティ
 - 2) 品質保証要件への適合
 - 3) 業務に対する公正な報酬に関する規定の権利等、会員の利益のために適正に機能する企業団体または職業団体
 - c. 公衆参加の開発、つまり
公衆の意識が高まり、公衆がその権利・義務を活性化できることで秩序ある建設業の実現を推進すること。
 - d. 政府または建設業務共同体が、建設工事当事者が種々の要件または合意された義務を遂行できるよう、同当事者のためにする法規作成、雇用および監督。
 - e. 建設業務共同体と企業団体・職業団体が建設業開発委員会(CSDB)を設立する必要性
6. 建設業体制化における国家の潜在能力の権利付与を最適に推進するため、業務利用者と業務提供者は、小規模事業に関する法律が命じる国・国内の業務・製品の利用を優先すること。
 7. 建設業を上述のように開発することは、十分に計画、決定、一体化した建設業に関する、法的基盤として法律の形をした総合的規則が必要である。
 8. 建設業に関する法は、一般条項、建設業事業、建設工事契約、建設工事手配、建物の欠陥、公衆の役割、支援、争議の解決、制裁、暫定条項と終了条項を規定する。

このような法規は、社会、国民、国家の利益となるよう誠実と公平、利益、調和、均衡、自治、透明性、パートナーシップ、保護・安全の原則に基づくこと。

9. 建設業に関する本法により、インドネシアにおける業務利用者と業務提供者による建設業の手配は、国内・国外のいずれの当事者についても、建設業に関する法に含まれる全ての条項に適合する義務がある。
10. 本建設業に関する法は、すでに不適切となった他の法律に含まれる条項を調整するための基盤となる。本法は次のような他の法律と補完関係にある。
 - a. 労働の安全性に関する法律
 - b. 会社登録義務に関する法律
 - c. 産業に関する法律
 - d. 電気に関する法律
 - e. 商工会議所に関する法律
 - f. 労働衛生に関する法律
 - g. 保険事業に関する法律
 - h. 勤労者社会保険に関する法律
 - i. 有限責任会社に関する法律
 - j. 小規模事業に関する法律
 - k. 著作権に関する法律
 - l. 特許に関する法律
 - m. 商標に関する法律
 - n. 環境管理に関する法律
 - o. 労働に関する法律
 - p. 金融に関する法律
 - q. 消費者保護に関する法律
 - r. 独占行為と不健全な事業競争の禁止に関する法律
 - s. 紛争解決のための仲裁または他の方法に関する法律
 - t. 空間利用管理に関する法律

II. 条別

第1条

項目1

建設業において、法的活動関係をもつ2人の当事者がいる。つまり、業務利用者と業務提供者である。

項目2

建築工事とは、各建設工事の機能・要件に基づき建物の形や物理的構造を処理する事などである。

土木工事とは、港湾、空港、鉄道、護岸、灌漑水路、ダム、トンネル、建物、道路、橋梁の建設、湿地埋立、配管据付工事、掘削、整地などである。

機械・電気工事とは、産業工学製品の据付を含む。

機械工事とは、タービン設置、工場建設・設置、ビル建設の付帯工事、水・油・ガス用配管の設置などである。

電気工事とは、送電・配電網の建設、電気設備の設置、通信およびその付帯工事などである。

環境整備工事とは、建物とその環境の最終処理・整備等である。

建物とは、建設工事の結果生じる物理的形で、地上、地面上、地下または水中に設置基盤を持つものである。

設置基盤を持つものになるということは、一体化のプロセスが建設工事により行われるということである。

実際には、設置基盤をもつものになるという概念は、土地保有問題に関する法律が従う法的原則にあるように、土地所有権とその上の建物の所有権を水平に分離する原則を採用するべきである。

建設工事の記録は、文書、概要図、技術図面、室内配置図、室外配置図、建物の取壊し等、別の物理的構成の形を取ることもある。

項目 3

個人とは、インドネシア籍または外国籍のいずれかの市民を意味する。

団体とは事業体および他の非事業体を意味する。

事業体は、有限責任会社(PT)、共同組合のような法人形態をとることもあれば、合名会社などの法人格を持たない団体の形態をとることもある。

法人形態の非事業体は政府機関や協会を含む。

工事/プロジェクト所有者とは、工事/プロジェクトをもち、資金を提供し、資金調達に責任をもつ個人または団体を意味する。

項目 4

個人と事業体の概念の説明は、項目 3 のそれと同じである。

建設工事の実行において、業務提供者は、主要業務提供者として機能する別の業務提供者の下請業務提供者として機能することがある。

項目 5

説明を要しない。

項目 6

業務提供者の誤りは、建設業務契約から逸脱するよう、意識的に企みをもって、または不知・過失のためになされ、その結果損害を招く。

業務利用者の誤りは、その機能に一致しない建物管理によりなされる。

項目 7

説明を要しない。

項目 8

説明を要しない。

項目 9

説明を要しない。

項目 10

説明を要しない。

項目 11

説明を要しない。

第 2 条

誠実と公正の原則

誠実と公正の原則とは、建設業の秩序ある取決めにおける機能と、権利獲得のため種々の義務を果たす責任を意識するという考えをいう。

利益の原則

利益の原則とは、建設業務行動は全て、建設業の取決めと国家利益において当事者にとって最適な付加価値を実現できるような、能力、責任、効率、効果が示す専門家精神の原則に基づいて実行するという考えをいう。

調和の原則

調和の原則とは、高品質・高収益製品を生み出すために、環境という概念をもつ建設業の取決めにおける業務利用者と業務提供者間の相互作用の調和という考えをいう。

均衡の原則

均衡の原則とは、建設工事の取決めは、業務提供者の能力と作業負荷間の均衡を確実に実現することという原則に基づかねばならないという考えをいう。業務提供者の指名にあたり業務利用者は、最適な業務提供者を選定し、一方、業務提供者に釣り合いの取れた均等な仕事の機会を与えるためこの原則を守る義務がある。

自治の原則

自治の原則とは、当事者が義務を最適に実行できるような建設工事の約定において当事者に機会を与え、透明性を実現するため、情報へのアクセスが可能であることという考えをいう。

パートナーシップの原則

パートナーシップの原則とは、当事者間の、調和のとれた、透明で、相互・相乗的な協力関係という考えを意味する。

保護・安全の原則

保護・安全の原則とは、建設業務取決めの秩序正しさおよび環境保護と労働安全への適合、さらに公共の利益に常に注意することで建設業の結果を利用するという考えを意味する。

第3条

a. 項

建設業は、国民生活の様々な分野を支援して国家発展における重要で戦略的な役割を担い、また、建設工事の取決めに必要な各種商品・サービス産業を促進する役割も担う。

b. 項

説明を要しない。

c. 項

公衆の役割は、業務提供者、業務利用者、建設工事の結果の受益者としての直接的な役割や、建設業開発の秩序ある取決めの遂行を監視し、公共の利益を守る義務をもつ市民としての役割がある。

第4条

(1) 節

説明を要しない。

(2) 節

建設計画・設計の業務は、開発調査から建設工事契約や業務分担に関する文書作成までの一括業務として実行してもよい。開発調査には、初期調査、事前調査、企画枠組作成等がある。

(3) 節

建設実施の作業は、現地準備から作業完了までの業務を一括して、またはサブアクティビティー毎に実行してもよい。

(4) 節

説明を要しない。

第5条

(1) 節

説明を要しない。

(2) 節

個人が行うことが認められる工事についての規制は、当事者と公衆を建設工事の危険から保護することを目的とする。

(3) 節

説明を要しない。

(4) 節

説明を要しない。

第6条

説明を要しない。

第7条

説明を要しない。

第8条

a. 項

許認可の公的機能は、事業従事者および・または建設業を保護することを目的としている。

b. 項

職務経験の標準的格付・資格は、建設業という事業分野で、国内外において、ある事業所がもつ職務経験の程度の認定をいう。この認定は、その職務を実行するよう任命された機関・協会が実施する試験により取得する。認定取得の手順は、格付・資格・証明を含む登録により行う。したがって、証明書をもつ事業者だけが建設業という事業分野で仕事をすることが認められる。

小規模の建設業務取決めは、基本的に、個人の業務利用者・業務提供者または小企業に関するものである。

建設業の秩序ある取決めのため、専門家証明等の技術面の規定は必ず、現場の状況に応じて段階的に遵守される必要がある。

ただし、契約条項の適用は簡略化でき、業務提供者は、第17条(3)節の条項に従い直接指名の直接選定により選定することができる。

第9条

(1、2、3 および 4 節)

- a. 職業上の技能・専門知識の標準的格付・資格は、建設業という事業分野で働く人か個人で働く人の職業上の技能・専門知識の程度の認定を意味する。

この認定は、その職務を実行するよう任命された機関・協会が実施する試験により取得する。認定取得の手順は、格付・資格・証明を含む登録により行う。したがって、証明書をもつ事業者だけが建設業という事業分野で仕事をすることが認められる。

- b. 職業上の技能・専門知識の格付・資格の標準化は、専門家の責任の助長・発展を刺激するため、業務に対する標準報酬、専門家の倫理規律に注目することで、規律仕事の生産性・品質に関する標準の実現をねらいとする。

- c. 証明に関する規定の実施、特に(4)節は、国内の建設労働者の状況や権利付与の能力水準にしたがって徐々に行うこと。

第10条

説明を要さない。

第 11 条

(1) 節

説明を要さない。

(2) 節

説明を要さない。

(3) 節

保証の仕組みは、保険制度を通じる等の方法で実現してもよい。また、業務利用者に対する責任遂行のため、職業に関する行政制裁が課される。

第 12 条

(1) 節

この方法により、建設業の事業分野の再構築は、事業効率の支援で実現すると予想される。というのも、業務提供者の事業規模・事業資格の点での能力には、同様に必要とし、権利の平等、取引関係における義務に基づく相乗的・補完的パートナーシップという相互援助の過程があるためである。

(2) 節

事業発展は、建設業業界の需要・成長とともに、プロジェクト管理・建設管理等の業務の成長を可能にする。

(3) 節

(2) 節の説明と同じ。

第 13 条

投資資本や運転資本の形の資金は、事業パートナーとしての銀行・ノンバンクで構成される金融機関から調達してもよい。

危険の回避と他の当事者に対する法的責任は、弁償金保証、契約保証金、前渡金支払保証、勤労者社会保障、CAR(コンストラクション・オール・リスク)保険、専門職業責任保険、専門職業免責保険等、事業パートナーを代表する保証によって求めてもよい。

その他に、建設業は、建築機器・資材・構成品へのアクセシビリティに関する情報源の支援も必要とする。

第 14 条

説明を要さない。

第 15 条

(1) 節

代理人とは、業務提供者との関係で、全面的または限度付で業務利用者の利益を代表して行動する代理人の権限を与えられた個人または団体を意味する。

代理人の指名により、業務利用者が、業務提供者のために遂行すべき建設工事における全ての義務に対する責任から解放されることはない。

(2) 節

説明を要さない。

(3) 節

別の形での支払能力の証拠には、動産・不動産の形の保証等がある。

(4) 節

説明を要さない。

(5) 節

「求められる条件」とは、建設工事の実施に必要な、業務利用者が所有する各種証明・資格を意味する。

第 16 条

(1) 節

説明を要さない。

(2) 節

説明を要さない。

(3) 節

この3つの機能の組み合わせは、特に、計画・供給・建設（エンジニアリング・調達・建設）を組み合わせたモデルや、また、効率の達成を常に確保することにより計画・建設（設計と施工）を組み合わせたモデルとして知られている。

通常、実施中の建設工事は本質的に複雑で、精油所、発電所、原子炉のように高度な技術と大きな危険を伴う。

上記の工事を行う業務提供者の選定は、第 17 条に規定する契約条項を常に遵守すること。

第 17 条

(1) 節

契約は、業務利用者と業務提供者が、平等の立場で、建設工事实行のための合意に達するべく追求する過程である。その過程の各段階で、各当事者の権利と義務が、制裁事項と共に、公正で調和のとれた方法で決定される。

健全競争の原則とは次のような考えを意味する。

- a. 業務利用者と業務提供者間の平等な立場を認識する。
- b. 選定・指名の過程における透明性の原則に適合する。
- c. 能力と求められる条件にしたがい、健全競争の各段階で業務提供者が参加する機会がある。
- d. a.、b. および c. 項に述べる健全原則の全体的考えが、明確で包括的、全当事者に適切に知られ、かつ拘束性のある文書に具体化されている。

健全競争の原則に基づく選定により、業務利用者は、予め決められた期間・費用にしたがって高品質の建設計画や建築を生み出せる、信頼性の高い業務提供者を獲得する。一方、これは、一段と優れた品質・競合力をもつ業務提供者の成長・発展につながる事業環境を創出する努力である。

健全競争に基づく選定は、公共的、制限付、あるいは直接的方法で行われる。公共入札では、必要な資格を満たす業務提供者であれば誰でも参加できる。

(2) 節
説明を要しない。

(3) 節
次のような場合がある。

- a. 公衆の保護・安全のための緊急取扱い。
- b. 限られた数の業務提供者だけ、または営業許可権保持者だけが行うことができる複雑な工事
- c. 国防・治安など、機密を保持する必要がある工事
- d. 小規模の工事

(4) 節
分野間の適合性と、業務提供者の能力・作業負荷・実績の間の均衡についての考慮は、選定した業務提供者が本当に必要な資格・格付と、工事を実行する具体的な能力を備えていると保証することをねらいとする。

(5) 節
説明を要さない。

(6) 節
説明を要さない。

第18条

(1) 節

- a. 項 説明を要さない。
- b. 項 説明を要さない。

(2) 節
「入札文書作成における専門知識の原則」は、専門家精神、適合性、選定に関する文書に述べる要件への適合の原則に注意することであり、その文書が正当化できることである。

(3) 節
「拘束する」とは、業務提供者が提出する入札文書や、業務利用者が

選定手順に関して発行する文書に含まれる資料は、拘束文書の提出から落札書授与までの間に一方的に変更できないことを意味する。

(4) 節

説明を要さない。

第 19 条

説明を要さない。

第 20 条

「同系列の会社」とは、その過半数の株式が親会社 1 社に所有されている会社である。業務利用者と同系列の業務提供者に仕事を与えることは、その選定が第 17 条に述べる入札手順に基づく場合には、正当化できる。

第 21 条

(1) 節

基本的に、下請業務提供者は業務提供者である。従って、その者が受ける扱いは、主要業務提供者が受ける取扱と同等である。さらに、下請業務提供者は、必要能力・条件に従って、健全競争を通じ、建設工事の実行に参加する同一の義務をもつ。

(2) 節

説明を要さない。

第 22 条

(1) 節

説明を要さない。

(2) 節

a. 項

「当事者の身元」とは、氏名、住所、国籍、署名権、居住地（ドミサイル）である。

b. 項

仕事の範囲は次を包括する。

- 1) 仕事量、つまり、追加作業または削減作業の量を含め、実施する作業の量。仕事量の変更にあたり、当事者の事前承認を必要としない量の変更を設定する必要がある。
計画・監督作業について、仕事の範囲は、文書に具体化された仕事の進捗度である、説明する必要のある建設工事の結果報告という形をとることがある。
- 2) 管理要件、すなわち、相互に作用を及ぼす当事者が満たすべき手順である。
- 3) 技術要件、すなわち、業務提供者が満たすべき技術条項であ

- る。
- 4) 作業実行のための保護、前払受取のための保護、職員および公衆が経験する事故に対する保護の形の保証・請合。保護は、保険もしくは銀行やノンバンク金融機関が発行する保証書の形をとることがある。
 - 5) 建設工事の結果報告、すなわち、文書中に具体化された作業進捗の結果。

仕事の金額、すなわち、仕事の全範囲の実施により業務提供者が受け取る金額。実施期限とは、メンテナンス期間も含め、仕事の全範囲を完成するための期間である。

c.、d. 項
説明を要さない。

e. 項
「情報」とは、職務と義務に従い工事を実行するため、業務利用者が業務提供者に提供する総合的で真正な文書を意味する。
この文書とは、建築許可や建築物・施設を現場で使用するための引渡文書等である。

f. 項
支払は定期的に、あるいは、作業実施進捗度の割合に基づき行われる。または、プロジェクト完成後全額一括して支払われる場合もある。

g. 項
約束違反とは、建設工事契約の当事者が次を行う、または行わない状況をいう。

- 1) 合意した事柄を行わない。
- 2) 合意した事柄を行うが、合意した事柄に従って行わない。
- 3) 合意した事柄を行うが、遅い。

さらに

4) 合意書に従って行ってはならないことを行う。

責任とは、補償の授与、経費の弁済、期間延長、合意事項に合致しない工事結果の修理・再施工、または補償の授与等である。

h. 項
争議の解決には、建設工事契約にある各種条項や解決の場所・方法に関する条項の認知・解釈・実施上の不一致から生じる争議を解決する手順等を含む。
争議の解決は、交渉・調停・仲裁・法の裁き等により行う。

i. 項

説明を要さない。

j. 項

不可抗力とは次のもの等である。

1. 絶対的不可抗力、すなわち、当事者が権利・義務を実行する可能性をもたない。
2. 相対的不可抗力、すなわち、当事者は権利・義務を実行する可能性を今も持っている。不可抗力の危険性について、保険代理店等を経由して当事者間で合意することがある。

k. 項

説明を要さない。

l. 項

労働者の保護は、労働安全・衛生に関する法律および勤労者社会保障に関する法律の条項に合わせる。

m. 項

環境面は、環境管理に関する法律の条項に従う。

(3) 節

知的所有権は、その所有権保持者が合意できる計画やその一部の最終結果の形をした、建設工事契約の実施における建設計画者の革新の結果である。

すでに特許を取得した知的所有権の使用は、一般法規に従って保護する必要がある。

(4) 節

「奨励金」とは、品質は要件に従いながら合意時期より早期に工事を完成できた等の達成事項に対し、業務提供者に与えられる感謝である。奨励金は金銭だけでなく他の形をとることもある。

(5) 節

説明を要さない。

(6) 節

説明を要さない。

(7) 節

説明を要さない。

- (8) 節
説明を要さない。

第 23 条

(1) 節

建設工事取決めの段階は、予備調査、事前調査、概要計画、技術設計を対象とする計画、実行、さらに、物理的実行、監督、試用、建物の引渡を対象とする監督の各段階である。

建設工事取決めの各段階の作業は次を含む。

- a. 準備、すなわち、計画作業や物理的実施および監督を始めるにあたり各種要件を満たすための、建設工事取決めの初期行動。
- b. 実施、すなわち、
 - 1) 計画段階で、これは、事前調査、概要・マスター・プラン、技術設計のレベルでの各種報告書に結実する一連の行動である。
 - 2) 実施段階で、これは、建物の形になる監督と同様、これは物理的実施の一連の行動である。
- c. 最終化、すなわち、建設工事取決めの完了する行動を意味する。
 - 1) 計画段階時。これは、最終報告書の承認と最終支払の実行を含む。
 - 2) 実施・監督段階時。これは、建物の最終引渡時、最終支払実行時に生じる。

(2) 節

建物建設基準、工事結果の品質基準、建設資材または構成品の品質基準、機器の品質基準等、技術面の条項。

建設工事の実施に必要な専門知識・技能の分野とレベルを包括する専門知識・技能標準の要件等、人材条項。

(3) 節

建設工事取決めにおける当事者の義務

- a. 準備作業において
 - 1) 業務利用者の義務には次のものがある。
 - a) 建設実施のための現場文書と建設工事契約に定められる施設を引き渡す。
 - b) 合意がある場合、業務提供者による前渡金支払保証を受取り次第、前渡金を支払う。
 - 2) 業務提供者の義務には次のものがある。
 - a) 作業計画および工事責任者指名の提案書を提出し業務利用者の承認を求める。
 - b) 合意がある場合、業務利用者に前渡金支払保証を与える。
 - c) 合意がある場合、予想される下請業務提供者・サプライヤーを提案し、業務利用者の承認を求める。

- b. 施工作业において
 - 1) 業務利用者の義務には次のものがある。
工事契約に従って責任を遂行し、工事契約書に具備される業務利用者の要望・規定の不正確要素の危険を全て負う。
 - 2) 業務提供者の義務には次のものがある。
工事契約書を研究・検討する、工事契約書の全資料（技術・管理の両資料）を完全に実行する、その不履行により生じる危険を全て負う。
- c. 最終作業において
 - 1) 業務利用者の義務には次のものがある。
工事契約書に従って業務利用者への最終引渡の完了に技術的・管理的に成功した業務提供者に対し、工事契約に従ってその責任を遂行する。
 - 2) 業務提供者の義務には次のものがある。
業務利用者への最終引渡を提案する前に、既に実行し、適切に完了した全工事を慎重に調査する。

- (4) 節
説明を要さない。

第24条

- (1) 節
下請業務提供者の関与は、特殊な専門知識を必要とする工事需要により制限され、業務提供者の工事の全結果に対する責任を損うことなく、下請のしくみを利用して実行される。
下請業務提供者が実施する工事部分は、業務利用者の承認を得る必要がある。
下請業務提供者の関与は、業務提供者との連携のしくみを利用して、特定の専門知識を有する下請業務提供者に機会を与えることを目的とする。
- (2) 節
説明を要さない。
- (3) 節
下請業務提供者の権利には、業務提供者が保証する適正な金額の支払を期日通りに受け取る権利等が含まれる。この場合、業務利用者は、業務提供者が下請業務提供者の権利を遂行するよう監視する義務がある。
- (4) 節
説明を要さない。

第25条

- (1) 節

説明を要さない。

(2) 節

説明を要さない。

(3) 節

専門鑑定人としての第三者による建設工事結果の欠陥に関する決定は、建設工事結果の欠陥に関する評価・決定における客観性の保持をねらいとする。

専門鑑定人とは、当事者が合意した個人、集団または団体に構成される。専門鑑定人は、中立で、客観的・専門的評価ができる。

第 26 条

(1) 節

補償は、その適用を建設計画者・監督者用保険制度開発のレベルに合わせた保険のしくみを利用して解決することがある。

(2) 節

事業分野における請負者の責任は、過失の度合いによる行政制裁の形で請負者・下請負者に求められる。

建設工事結果に欠陥がある場合に請負者が負担する補償額は、その欠陥の度合いを考慮して算出されること。

補償は、その適用を請負者用保険制度開発のレベルに合わせた保険のしくみを利用して解決することがある。

第 27 条

第 25 条 (3) 節の説明を参照。

第 28 条

説明を要さない。

第 29 条

監視を行うという公衆の権利は、工事計画・実行・監督・工事結果の利用という各段階で履行される。

法律の条項に基づき、建設工事作業の計画・実行・監督による直接損害の証拠がある限り、損害を受けた当事者には相応の補償が与えられる。

第 30 条

義務とは、誰もが秩序の維持に参画し、建設業務部門における一般的条項に適合することを意味する。

第 31 条

説明を要しない。

第 32 条

(1) 節

建設業務企業の協会は、建設業界における企業の専門分野の類似性に基つき、1 つ以上の調整団体や個人の集まりで構成され、会員の意識高揚を求めて努力する。

建設業務職業人の協会は、1 つ以上の団体や個人の協会で構成され、建設業務業界における専門分野・知識の類似性というきずなをもち、専門知識の発展のため、会員の意識高揚を求めて努力する。

協会は、中立・自治を掲げ、職業上の倫理規律を尊重する。

商品・サービス企業協会の事業パートナーは、建設業務事業を直接・間接に支援する商品・サービスの供給分野で事業を行う個人または事業体である。

建設業会議に参加する政府機関の代表は、建設業分野における権利付与・監視の形で支援業務・機能をもつ政府機関が指名する職員である。建設業支援における政府の役割は依然として支配的であるが、本法をもって、建設業事業の開発は建設業務共同体に全面的に引き渡される。本法施行の初期段階で、次を行うために政府の役割が必要である。

- a. 会議の役割の実現にあたり主導権を取る。
- b. 建設業務共同体が、その施工部門と共に、建設業務開発債券の形で機能できるようにする資金調達を始めとする支援手段を提供する。

(2) 節

説明を要さない。

第 33 条

(1) 節

委員会に参加する政府機関の代表は、適切な政府機関により任命され、建設業部門で支援業務と機能を果たす。

委員会の役割を実現すべく、初期段階で政府は、委員会編成の決定に主導権を取り、運転資金を含め支援手段を提供することがある。

(2) 節

a. 項

委員会による建設業の開発は次のようなねらいをもつ。

- 1) 業務提供者が国家・地域・国際基準を満足できるようにする。
- 2) 業務提供者が国内・国際市場で競争するよう刺激を与える。
- 3) 建設業情報システムを開発する。

b. 項

説明を要しない。

c. 項

説明を要しない。

d. 項

説明を要しない。

e. 項

説明を要しない。

(3) 節

説明を要しない。

第 34 条

説明を要しない。

第 35 条

((1) 、 (2) 、 (3) 、 (4) 、 (5) および (6) 節)

a. 国家発展および事業機会・就労機会の拡張支援における建設業の役割を考え、また、公共の利益・国家の利益を全体として保護するという政府の義務を考えると、政府は建設業に援助を与える義務がある。

b. 政府は規制、権利付与、監督を包括する援助を次のように実施する。

1) 次の目的をもって建設業のために

a) 国家の発展を実行する上での戦略的役割に対する認知・意識を高め、その結果、遂行しなくてはならない権利・義務を発生させる。

b) 権利・義務遂行をできるよう、協会を通じて業務提供者の直接・間接的能力向上を改善すべく、業務提供者の創出を促進する。

c) 秩序ある建設業事業と建設工事の取決めの創出を推進すべく、一般条項に基づく義務の遂行を全面的に保証する。

2) 次の目的をもって業務利用者のために

a) 建設工事の契約および取決めにある職務・機能および権利・義務に対する認知・意識を高める。

b) 秩序ある建設業務取決めの創出を推進すべく、一般条項に基づく権利・義務の遂行を全面的に保証する。

3) 次の目的をもって公衆のために

a) 国家発展の実行における建設業の戦略的役割に対する認知・意識を高める。

b) 秩序ある建設業事業と秩序ある建設工事取決めを実現し、建設工事の結果を利用するにあたり、権利・義務に対する意識を高める。

c) 実行において、政府は会議・委員会の形の行動を通じて援助を与えることがある。

会議は、一般大衆のため、特に建設業務共同体のために、国家の建設業務取決めの利用・監視を最適に刺激する機能・手段となる。

委員会は、建設業発展の実行を支援する機関である。

政府による援助の一部は地方自治体に委任することがある。

第 36 条

(1) 節

本節の条項は、紛争当事者の民事上の権利の保護を目的とする。

(2) 節

説明を要しない。

(3) 節

本節の条項は、法的確実性を保証するため、建設業務紛争における異なる判決の防止を目的とする。

第 37 条

(1) 節

本節の条項は、建設業務紛争が建設工事取決めにある当事者の行動から生じることがある旨を確認するためのものである。

(2) 節

建設工事契約の条項に従い、当事者は、当事者間の紛争を、仲裁および代替的紛争解決手段に関する一般条項に従う第三者の斡旋を利用して解決することに合意した。

この第三者は、紛争発生前に指名しておいてもよい。すなわち、合意の上建設工事契約に記する事柄に含めてもよい。

紛争発生後の第三者の指名は、一般的法律に従い当事者が署名した証書による合意を必要とする。

上述の第三者の斡旋とは、国内・国際的性格の機関や特設委員会による仲裁、調停、和解または専門鑑定人等を言う。

(3) 節

説明を要さない。

第 38 条

(1) 節

本節にある集団訴訟を起こす権利は、案件の類似性、法的要素、建設工事の活動から生じる迷惑を基盤として要求する、地域社会構成員の小集団が、より大人数の地域社会構成員を代表して行動する権利である。

(2) 節

説明を要さない。

第 39 条

地域社会が起こす集団訴訟は、補償要求の形をとらず、次のような別の要求に制限される。

- a. 建設工事取決めの当事者のひとりが建設工事契約の義務または目的に関連する特定の適切な措置を取るよう裁判所に申し立てる。
- b. 建設工事契約に併せて記載される取決めに違反して法に逆らう行為

- をとった誰か（当事者のひとり）を公表する。
- c. 建設業務事業・活動を実行する誰か（当事者のひとり）に、建設業務作業者の改善・救済の実施を命じる。
- 「実費または支出」とは、建設工事活動の結果に関連して公衆が使ったと明らかに分かる費用をいう。

第 40 条

説明を要さない。

第 41 条

説明を要さない。

第 42 条

(1) 節

説明を要さない。

(2) 節

説明を要さない。

(3) 節

説明を要さない。

第 43 条

説明を要さない。

第 44 条

説明を要さない。

(1) 節

説明を要さない。

(2) 節

説明を要さない。

第 45 条

説明を要さない。

第 46 条

説明を要さない。

インドネシア共和国官報第 3833 号の付属書